

特定有人国境離島地域に係る 地域社会維持のための措置について

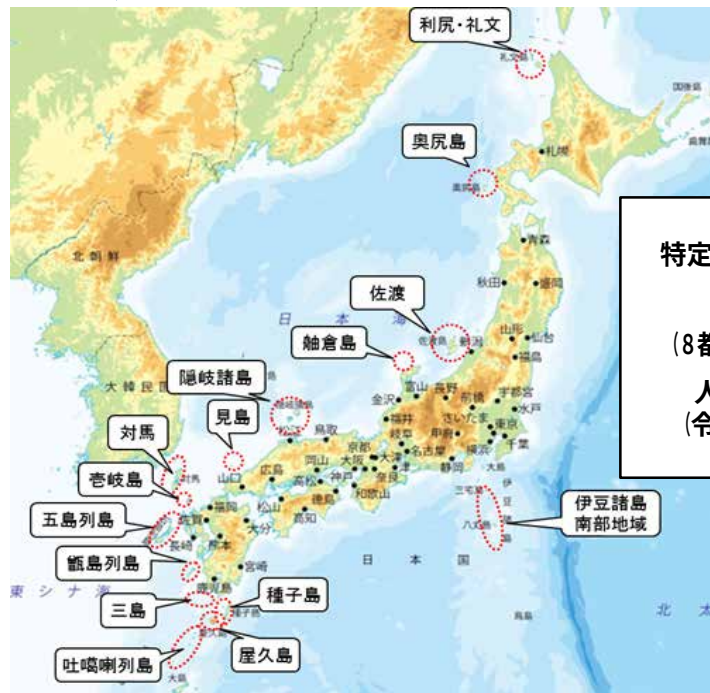
内閣府総合海洋政策推進事務局
有人国境離島政策推進室

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和5年度当初予算額 50億円（令和4年度予算額 50億円）

事業概要・目的

- 平成28年4月に制定された有人国境離島法に基づく施策を推進するため、平成29年度より、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための**交付金制度**を運用。



特定有人国境離島地域

15地域・71島
(8都道府県・29市町村)

人口244,998人
(令和2年国勢調査)

事業イメージ・具体例

①運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはJR運賃並、航空路については新幹線運賃並への引き下げ

交付率 5.5/10

②物資の費用負担の軽減

- 農水産物(生鮮品)全般の移出に係る輸送コストを低廉化
- 原材料等(飼料、氷、箱など)の移入に係る輸送コストを低廉化

交付率 6/10

③雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援(最長5年間)

交付率 5/10

④滞在型観光の促進

- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減

交付率 5.5/10

- 離島の民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーの企画・開発、募集に係る経費を支援 交付率 5.5/10

資金の流れ



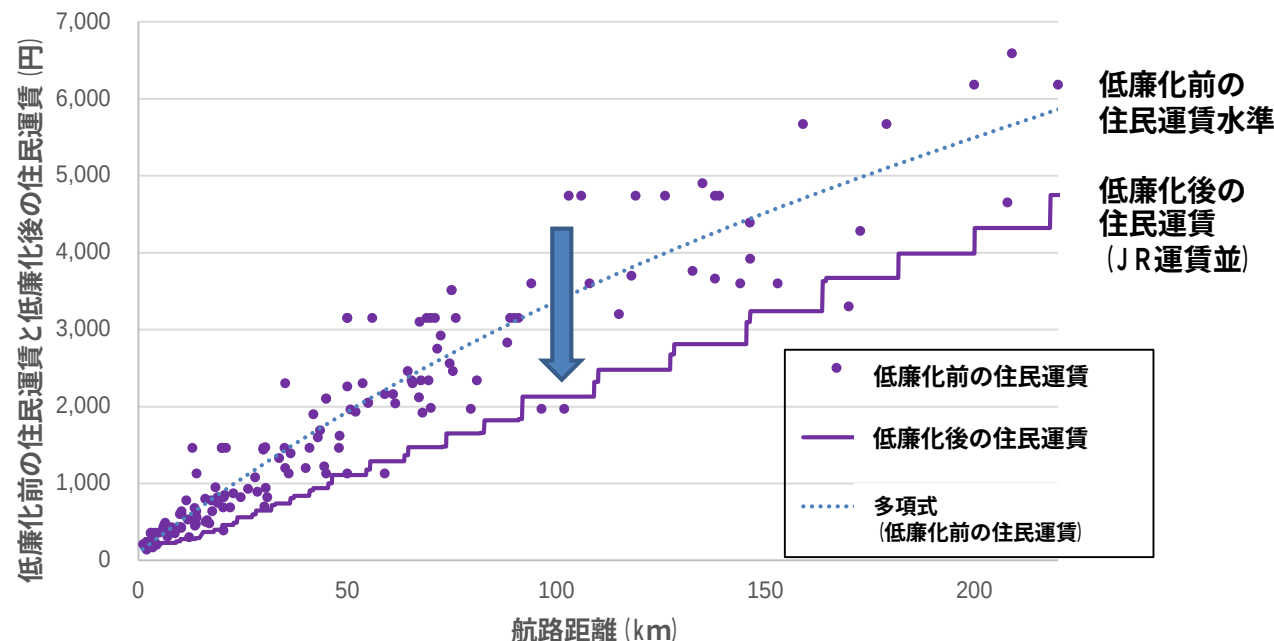
主な成果

- 特定有人国境離島地域において、
- ・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
 - ・新規雇用者数が増加（令和4年度末までに2,014人の雇用を創出）
 - ・観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

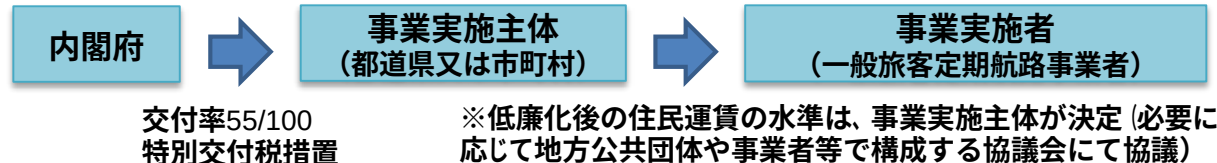
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航路運賃をJR運賃並み**まで低廉化する経費の一部を支援。

フェリー運賃は**平均38%**、高速船の運賃は**平均45%**、ジェットフォイルの運賃は**平均41%**引き下げ（数字は主要な航路における普通運賃からの割引率の単純平均）

航路の運賃低廉化イメージ



【交付金の流れ】



事業の概要

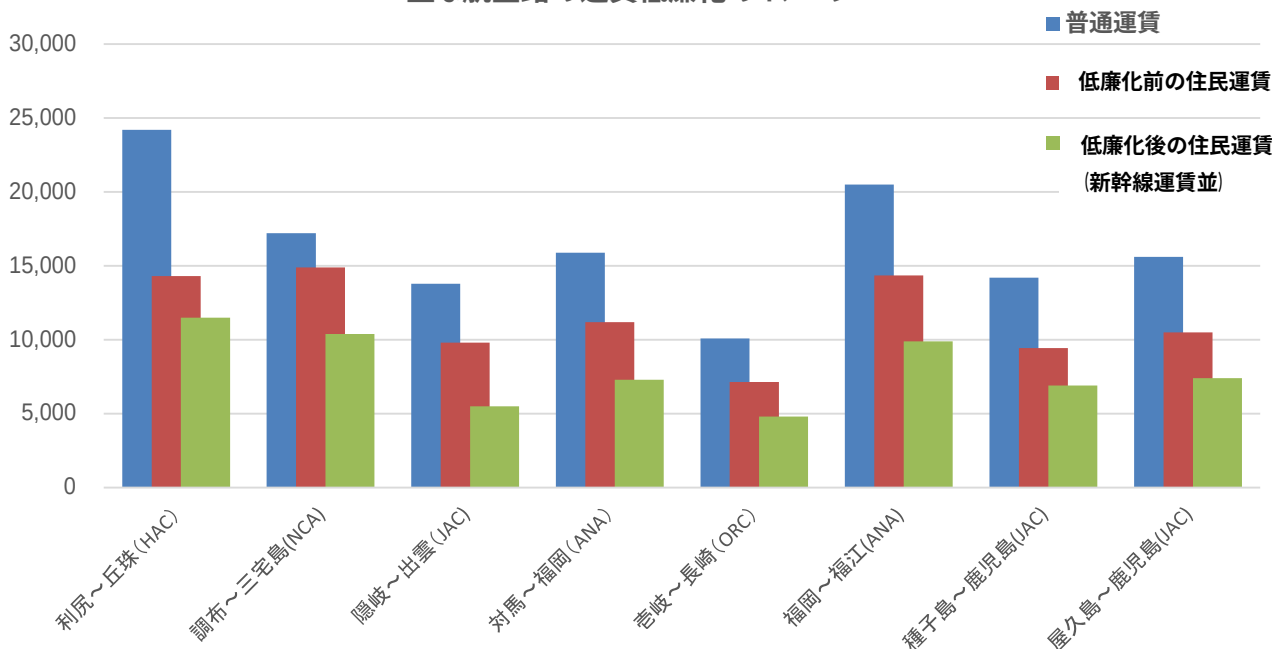
- (1) 事業実施主体
地方公共団体 (都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
国内一般旅客定期航路事業者
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※ 離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、低廉化後の住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
フェリー：JR在来線並
高速船：JR特急自由席並
ジェットフォイル：JR特急指定席並
※ 交付金による低廉化後の住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
普通運賃又は低廉化前の住民運賃のいずれか低い額からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

航空路運賃低廉化事業 (①関連)

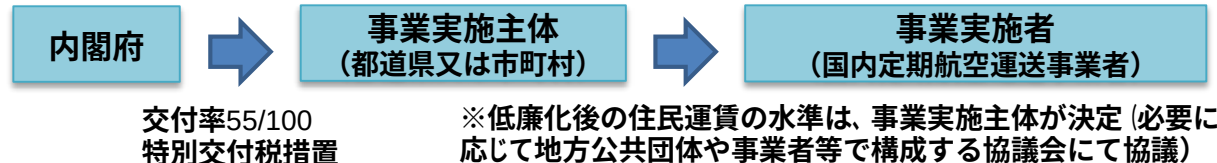
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航空路運賃を新幹線運賃並み**まで低廉化する経費の一部を支援。

航空路運賃は**平均34%引き下げ** (数字は低廉化前の住民運賃からの割引率の単純平均)

主な航空路の運賃低廉化のイメージ



〔交付金の流れ〕



事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体 (都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
国内定期航空運送事業者 (日常拠点性を有する同一都道府県離島定期航路路線及びこれに準ずる路線)
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※ 離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、低廉化後の住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
新幹線運賃並 (39円/km)
※ 交付金による低廉化後の住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
普通運賃の26%割引額又は低廉化前の住民運賃のいずれか低い額からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、**農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用**を支援。

海上・航空輸送コストは最大で**8割軽減**

農協、漁協等の**出荷団体からの出荷の輸送費**のほか、本土の卸、商社、製造メーカー等からの**直接仕入れに係る輸送費**も支援可能とし、**新たな販路拡大**を促進

地域社会維持推進交付金
(**農水産品23品目** (加工されていないもの全般) の移出)

上記品目の原材料等の移入
(それぞれ1品目まで)

※離島活性化交付金
(**戦略産品5品目**の移出)

戦略産品の原材料等の移入
(それぞれ1品目まで)

※一般離島において交付率 国1/3に
対して特定有人国境離島地域では
交付率 国6/10が適用

(移出対象品目)

農水産品 (生鮮品全般)

大麦、小麦、その他の麦、米、とうもろこし、豆類、雑穀、いも類、野菜類、
果物類、綿花、麻、油脂用作物、工芸作物(砂糖さび等)、花卉・種子、羊
毛、鳥獣肉、鳥獣類、未加工乳、鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、そ
の他畜産品、魚介類(生鮮、冷凍もの)

林産品、鉱産品、
工業品(例:製造食品、飲料、水、
産業機械など)、農産加工品(な
わ、むしろ等)、魚介類(塩蔵、乾燥
もの)、その他の水産品(海藻類、
のり加工品等)

【交付金の流れ】

内閣府



事業実施主体
(都道府県又は市町村)



事業実施者
(民間団体等)

交付率最大6/10
特別交付税措置

交付率最大8/10
(国6/10, 地方2/10)

事業の概要

- 事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- 事業実施者
民間団体等(農業協同組合、漁業協同組合、
地域商社等の出荷団体、本土の仕入れ業者等)
- 対象品目
①本土に出荷する農水産物最大23品目(加工
されていないもの全般)の**移出**
②移出する1品目に対する原材料等1品目の
移入(飼料、氷、箱等)
※①以外の品目についても、戦略産品として
離島活性化交付金(国土交通省)により5品目
まで輸送費の支援が可能
- 対象経費
海上輸送又は航空輸送に係る経費(荷捌き
経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む)
- 負担割合
国6/10、地方公共団体2/10、事業者2/10



特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援。

創業支援（事業費600万円まで）

- 特定有人国境離島地域住民による創業資金（設備資金、運転資金）の支援
- UIJターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金を支援し、定住・定着を促進
- やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合（事業承継）の設備や施設の改修費等を支援し、廃業に歯止め



廃校を活用した酒蔵などの生産加工施設や、古民家を改修して地元食材を使った料理を提供するカフェなどをオープン



旅行者に貸し出す自転車や釣り具、マリレジャーなどの道具を整備し、レンタルショップをオープン

事業拡大支援（事業費最大1600万円まで）

- 新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資資金や運転資金の支援
- 地元産品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に産品を納品する地元加工工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援（地域内での雇用増が必要）
- 島内の事業所がUIJターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- (2) 事業実施者
 - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3) 対象経費
 - ① 設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費（設備投資資金）
 - ② 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事務所移転費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費（運転資金）※最長5年間まで
- (4) 事業費上限
創業支援：事業費600万円
事業拡大：事業費1600万円
※設備投資を伴わない事業拡大：事業費1200万円
- (5) 負担割合
国 1／2、地方公共団体 1／4、事業者 1／4

この他、利子補給制度により事業資金の融資に係る利子について補給

【交付金の流れ】

交付率最大1/2
特別交付税措置

交付率最大3/4

内閣府



事業実施主体
（都道府県又は市町村）



事業実施者
（民間団体等）

雇用充足促進事業（③関連）

特定有人国境離島地域における人材供給の不利性に鑑み、島内での就労体験や島民との交流などを行う**マッチングツアーの組成・島内の受入体制の整備、ツアー参加者の募集、地域情報の発信**などの取組を支援。

事業の流れ

事前説明会



ツアー実施



フォローアップ



島での就職



ツアーの効果を高めるため、訪問先となる自治体、島内事業者へ事前説明会を実施



離島ならではの仕事体験、島民との懇親等だけでなく、島内観光を通じて、島の総合的な魅力を体感



ツアー終了後も参加者に定期的に島の情報を発信することで、関係を継続



自治体は独自の移住支援策等とあわせて、参加者の就職・移住に係るサポートを実施

交付金の流れ

交付率最大5.5/10
特別交付税措置

内閣府



事業実施主体
(都道府県又は市町村)

対象経費を補助

事業実施者

・旅行者
・人材サービス事業者その他の民間事業者等
・協議会等の団体



民間事業者等から直接業務内容等の説明を受けることで、国境離島地域で就労することに対する不安等を払拭



ツアー実施後、フォローアップのためにツアー参加者を集め地域情報を発信するセミナー等を実施することで、ツアー参加者と継続的に交流

事業の概要

(1) 事業実施主体

地方公共団体（都道府県又は市町村）

(2) 事業実施者

①旅行者

②人材サービス事業者その他の民間事業者等

③観光協会又は都道府県若しくは市町村、商工会若しくは商工会議所、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体

(3) 対象経費

①企画・開発費（ツアーの組成、受入体制の整備、ツアー参加者に対する地域情報の発信、各種調査・分析・検討に係る経費）

②募集費（広告・宣伝に係る経費、販売委託手数料・ツアー参加者に対する運賃・宿泊等への助成）

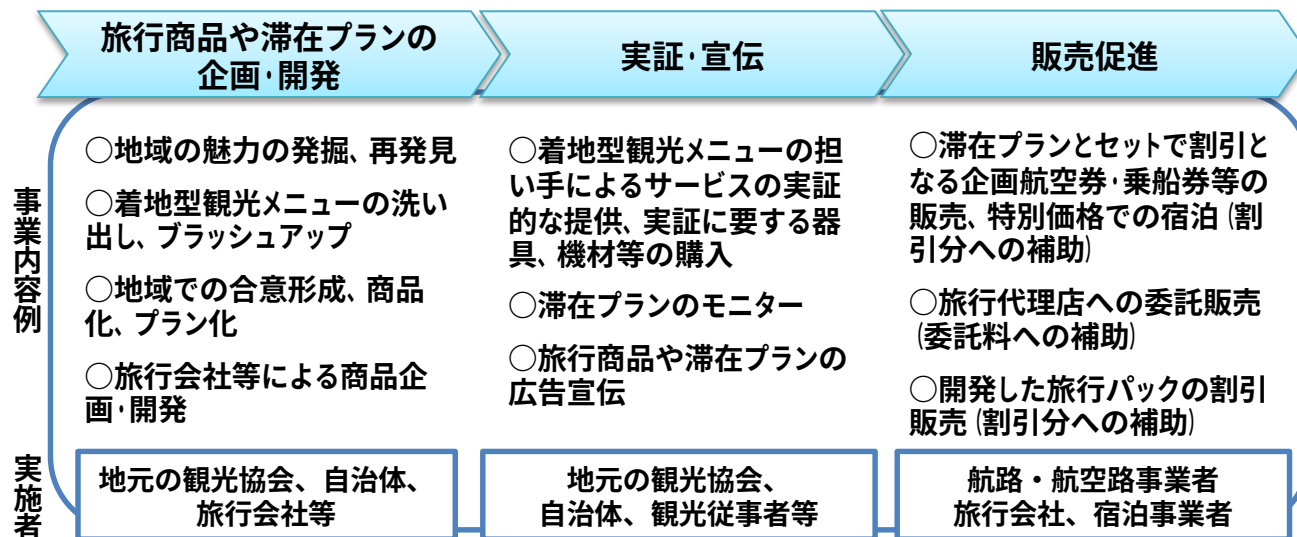
(4) 負担割合

国 5.5/10、地方公共団体 4.5/10

滞在型観光促進事業（④関連）

特定有人国境離島地域にて「もう一泊」※したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった**地域の魅力の旅行商品化**や、**観光サービスの担い手の育成**などの取組を支援。（※「日帰り」から「一泊」へ、「一泊」から「二泊」へ、など「もう一泊」の工夫）

地元における魅力的な現地観光サービス・人づくりの促進と大手旅行会社等による新しい旅行商品化を促進



【交付金の流れ】

交付率最大5.5/10
特別交付税措置

内閣府

事業実施主体
(都道府県又は市町村)

対象経費を補助

事業実施者（協議会形式も可）

・旅行会社
・運送・宿泊サービス事業者

・観光協会
・地元の観光業従事者等



採れたての魚介類を使った漁師めしの提供、ネイチャーガイドによる島めぐり・トレッキング等を含む滞在プランを企画。参加者から評価を収集し、プランをブラッシュアップ



マリンアクティビティや星空ツアー等の体験型のツアーを企画。雑誌等で情報発信し、ツアーの販売を旅行業者に委託又はツアーとセットの企画航空券として割安で販売

事業の概要

(1) 事業実施主体

地方公共団体（都道府県又は市町村）

(2) 事業実施者

- ① 地方公共団体（都道府県又は市町村）
- ② 地方公共団体、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等
- ③ 観光協会、旅行会社、運送・宿泊サービス事業者その他滞在型観光を担う民間事業者等

(3) 対象経費

- ① 旅行商品、企画乗船券・企画航空券又は滞在プランの**企画・開発・宣伝費**
- ② 旅行商品に組み入れる観光サービスの提供のための**実証経費**
- ③ 企画、開発した旅行商品等の**販売を促進するための経費**（割引分）

(4) 負担割合

国 5.5/10、地方公共団体 4.5/10

特定有人国境離島地域（特に宿泊環境が脆弱な小規模離島等）における**宿泊環境の整備及び地域が連携した宿泊関連サービスの提供**の取組を**最長5年間**支援。 ※地域の課題解決を目指し2つの事業の併用する場合、優先的な採択を検討する。

（１）分散型ホテル事業（観光事業）

○交付対象経費

- ①**計画策定費**（事業計画の策定に関する協議検討、先進事例調査等）※単年度での利用可
- ②**企画・開発費**（宿泊プランの企画・開発、予約システム構築等）
- ③**実証費**（ワンストップ窓口及び宿泊プランの実証的な運営、広告宣伝等）
- ④**効果検証費**（実証成果の結果集計、分析、今後の事業計画内容の見直し等）

○負担割合 国 5.5/10

（２）分散型ホテル支援事業（雇用事業）

分散型ホテル事業と連携し、必要となる設備導入や施設改修、運転資金等の経費支援

○交付対象経費

- ①**設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費**（事業の実施に必要な機械の購入費等）
- ②**改修費又はこれに係る減価償却費**（事業の実施に供する建物及び附属設備の改修費等）
- ③**店舗等借入費**（事業の実施にあたり新たに借り入れする場合のテナント料等）
- ④**人件費**（事業の実施に伴い新たに雇用する従業員の給与、賃金等）
- ⑤**従業員の教育訓練経費**（事業の実施に必要な従業員の資格取得、研修受講費等）
- ⑥**感染防止対策費**（新型コロナウイルス感染症その他の感染症にかかる感染防止対策経費等）

○負担割合 国 5/10

○事業費上限

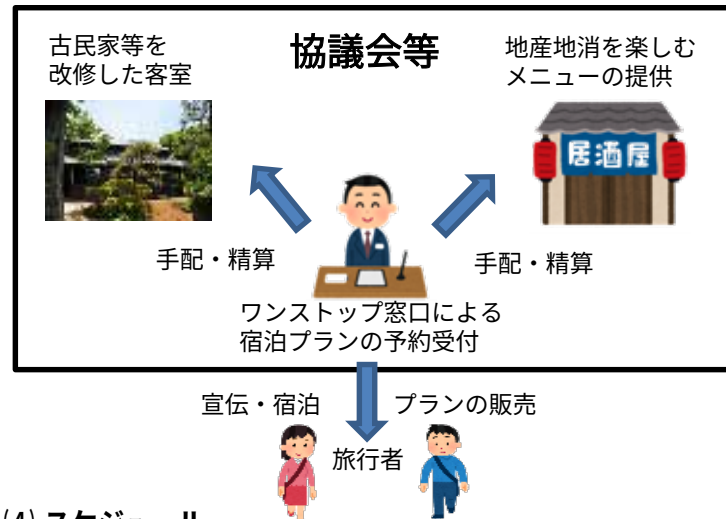
創業支援：事業費 600万円

事業拡大：事業費 1600万円

※設備投資を伴わない事業拡大：事業費 1200万円

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- (2) 事業実施者
宿泊サービス、地域住民及び施設所有者等から構成される協議会等の法人等
- (3) イメージ図



（４）スケジュール

※上段：分散型ホテル事業 下段：分散型ホテル支援事業

